厚生労働省労働基準局 勤 労 者 生 活 課 (平成24年7月23日改定)

東日本大震災により被災された皆様へ財形持家転貸融資の特例措置のご案内

東日本大震災により被害にあわれた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

この度、独立行政法人勤労者退職金共済機構では、被災された勤労者の方が住宅取得等のために財形持家転貸融資を新たに受ける場合に、貸付金利の引下げ等の特例措置を講じることとしましたので、ご案内申し上げます。

【ご利用できる方】

<住宅の建設・購入の場合>

財形持家転貸融資が利用できる勤労者のうち、東日本大震災で、災害発生時に所有又は居住していた住宅が被害を受けたことにより新たに住宅を建設・購入しようとしており、当該住宅の被害の程度が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の「り災証明書」を提出できる方

<住宅の補修の場合>

財形持家転貸融資が利用できる勤労者のうち、東日本大震災で、災害発生時に所有していた住宅が被害を受けたことにより住宅を補修する方で、「り災証明書」を提出できる方

【融資の種類と対象となる住宅・土地】

- ◎住宅の新築資金(土地の取得・整備資金を含む)
- ◎新築住宅の購入資金
- ◎中古住宅の購入資金
- ◎住宅の補修資金

【融資限度額】

次の1,2のいずれか低い額となります。

- 1 申込日における一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の残高(合計)の10倍の額(最高4,000万円)
- 2 住宅の新築、購入に必要な額及び土地の取得(整備を含みます。)に必要な額(所要額) の80%の額又は住宅の補修に必要な額(所要額)の80%の額
- ※ 融資の額は50万円以上とし、10万円未満の端数は切り捨てることとします。

【財形持家転貸融資の特例金利】

区分	対象期間	金 利
	ご融資の日から	0.00%
	5年目まで	<u>0. 00%</u>
融資額2,810万円までの	6年目から	5年経過後の通常金利 (※1) から原則
額に適用される特例金利	10年目まで	として0.53%引下げ(※2)
	11年目以降	10年経過後の通常金利を適用
	11年日以降	(以後5年経過ごと見直し)
融資額2,810万円を超え	人怎次如朋	申込時点の通常金利を適用
る額に適用される金利	全返済期間	(以後5年経過ごと見直し)

※1 通常金利=年1.22% (5年間固定金利,平成24年7月1日時点)

※2 6年目から10年目までの特例金利は、ご融資の日から5年経過後の(独)住宅金融支援機構の災害 復興住宅融資金利から0.53%を引き下げた金利を基準とし、(独)住宅金融支援機構の財形特家直接 融資金利と通常金利(財形持家転貸融資金利)の金利差を考慮し、金利を設定いたします。

また、(独) 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資金利から0.53%を引き下げた金利より、財形持 家直接融資金利と通常金利がともに有利となる場合には通常金利をそのまま適用いたします。

なお、通常金利は、四半期ごと(4月、7月、10月、1月)に改定され、6年目から10年目まで の特例金利は、その時点における災害復興住宅融資金利を基準として算出いたします。

【返済期間】

最長35年以内(住宅の種類、申込時の年齢により返済期間が変わります。)

ご融資の日から5年以内(補修の場合は1年以内)の元金据置期間(利息のみの支払期間) を設定できます。なお、住宅の建設・購入の場合には、ご希望により据置期間分、返済期間 を延長することができます。

【お申込期限】

平成28年3月31日まで

※ 東日本大震災に係る建築制限がかけられている地域において上記期限までに建設することができない場合は、建築制限解除後6か月以内まで

【お申込先】

お申込み先は勤労者の方の状況により異なりますので、勤務先の福利厚生担当者等にご確認ください。

- ◇ 勤務先事業主が財形持家転貸融資制度を導入している場合
 - → 勤務先事業主
- ◇ 勤務先事業主が加入する事業主団体を通じて財形持家転貸融資を行う場合
 - → 事業主団体
- ◇ 勤務先事業主が福利厚生会社(財形住宅金融(株)等)に出資している場合
 - → 福利厚生会社 (財形住宅金融(株)等)
- ※ 財形持家転貸融資のご利用条件等詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡いただくか、ホームページ(http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/loan/house_loan.html)をご覧ください。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成部 管理課 審査・融資係 0120-989-534 (通話料無料)

http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/